

# ベネフィットアルファ利用規約

## 第1条 (取扱の準則)

株式会社Hi-Bit (以下「運営元」といいます)は、運営元が指定する会員サービスの会員 (以下、総称して「会員」といいます) 向けに、以下に定める「ベネフィットアルファ利用規約」(以下「本規約」といいます)に基づき、「ベネフィットアルファ」(以下「本サービス」といいます)を提供します。

## 第2条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- ①「本サービス」とは、利用者が、宿泊、グルメ、スポーツ等のコンテンツを一定の割引価格で利用することができる権利を使用することができるサービス、及び、利用者の役員又は従業員が傷害を被り、それを直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、運営元から利用者に対して傷害死亡見舞金を支払うサービスをいいます。
- ②「利用者」とは、会員のうち、運営元に対して本サービスの利用を申込み、運営元の承諾を得た者をいいます。

## 第3条 (申込手続)

1. 本サービスへの申込みは、運営元が指定する方法によるものとし、運営元がこれを承諾したことをもって申込手続が完了するものとし、
2. 利用者は、利用者の役員又は従業員に本サービスを利用させるにあたり、自ら若しくは利用者の役員又は従業員をして、本サービスの利用に必要な情報を登録するものとし、尚、利用者が当該登録を怠ったことにより、本サービスが利用できない場合において、運営元は一切責任を負わないものとし、

## 第4条 (変更の届出)

1. 利用者は、住所、代表者、商号又はその他利用者の情報に変更が生じたときには、速やかに運営元に通知しなければならないものとし、
2. 利用者が、本サービスのユニット数の変更をする場合、各月1日から25日までに運営元に対して連絡を行い、運営元が承認した場合には、翌月1日より変更を適用するものとし、尚、各月26日から末日までに運営元に対して、本サービスのユニット数の変更に関する連絡を行い、運営元が承認した場合、翌々月1日より変更を適用するものとし、

## 第5条 (利用者の責任)

1. 利用者は、本サービスの利用に関連し、他の利用者又は第三者に対して損害を与えたものとして他の利用者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、自らの責任と費用負担において当該請求又は訴訟を処理するものとし、運営元が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め運営元的全損害を賠償するものとし、
2. 利用者は、本サービスに関して、有償無償を問わず第三者に利用させたり又は提供してはならないものとし、
3. 利用者が前項に違反し、運営元に損害が発生した場合は、本規約第26条 (損害賠償)の規定が適用されるものとし、

## 第6条 (本規約及び本サービスの変更、廃止)

運営元は、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとし、また、本規約及び本サービスの変更が、次条 (通知の方法)に定める方法に従って利用者へ通知された場合、当該通知以後、利用者には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

## 第7条 (通知の方法)

本規約に係る事項について、運営元から利用者に対する通知の方法は、運営元が指定するウェブサイト上への掲示、書面の発送、Eメールの送信、その他運営元が指定する方法によるものとし、

## 第8条 (料金)

利用者は運営元に対して、本サービス利用の対価として、別途申込書等に定める金額 (以下「本料金」といいます)を運営元の指定する期日・方法等に基づき支払うものとし、尚、運営元は、理由の如何に関らず、利用者が運営元に対して既に支払った本料金を一切返還しないものとし、

## 第9条 (遅延損害金)

利用者は、本規約に基づく支払いを遅延したとき、支払期日から完済に至るまで日割計算により、年に14.6%の割合による遅延損害金を運営元に対し支払うものとし、

## 第10条 (期限の利益の喪失)

利用者は、次条 (サービスの提供の停止及び解除)第1項各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、運営元に対する債務全額を直ちに弁済しなければならないものとし、

## 第11条 (サービスの提供の停止及び解約)

1. 運営元は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対し事前に通知することなく、利用者に対する本サービスの提供を停止することができるものとし、
  - ① 申込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
  - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から利用者に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
  - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑨ 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象 (捜査報道がされた場合を含む。)となったとき。
  - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと運営元が認めたとき。

- ⑪ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、運営元が不当と判断したとき。
2. 運営元は、利用者が本サービスの利用料金を含む一切の料金の支払いを一度でも怠った場合には、利用者に対し事前に通知することなく、本サービスに関する契約を解約又は本サービスの利用停止を行うことができるものとします。

#### 第12条（強制解約）

運営元は、利用者が以下のいずれかに該当した場合、利用者の承諾を得ることなく、直ちに本サービスに関する契約を解約することができるものとします。

- ① 本規約の条項のいずれかに違反したとき。
- ② 犯罪行為、若しくは犯罪に相当する行為を行ったとき。
- ③ 本規約第11条（サービスの提供の停止及び解除）第1項各号のいずれかに該当したとき。

#### 第13条（通信機器等の準備）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア及びその他これに付随して必要となる全ての機器（以下、総称して「通信機器等」といいます。）の準備、インターネット接続サービスへの加入等を、自己の責任と費用負担にて行うものとします。
2. 運営元は、通信機器等その他インターネット接続の不具合等により本サービスの提供が妨げられた場合でも一切責任を負わないものとします。
3. 運営元は、利用者が本サービスを利用することにより通信設備等に不具合等が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。
4. 利用者は、通信機器等により本サービスに支障を与えることのないように、これらを利用するにあたり、利用者が使用している通信機器等が正常に稼動するように維持するものとします。

#### 第14条（ID及びパスワードの管理責任）

1. 利用者は、運営元より付与されたID及びパスワード（以下「本ID等」といいます。）を、自己の責任において管理、使用するものとします。
2. 運営元は、本ID等が第三者によって使用されたことにより利用者又は第三者が被る損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者又は第三者による使用を問わず、利用者の本ID等を用いて本サービスを利用した場合の行為は、全て本ID等に基づく利用者の行為とみなすものとし、当該利用者は、当該行為についての一切の責任を負うものとします。
4. 利用者は、本ID等が盗難、紛失又は第三者の使用により運営元に損害が生じた場合、運営元が被った損害額の全額を賠償する責任を負うものとします。
5. 運営元は、利用者の本ID等が盗難、紛失又は第三者の使用により利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第15条（再発行手続き）

運営元は、本ID等を管理し、利用者より要請があった場合に限り、運営元が定める手続きに則り、利用者へ本ID等を通知することができるものとします。

#### 第16条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は運営元の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は運営元の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は運営元の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は運営元に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑦ 本ID等を第三者に譲渡、貸与又は売買等をする行為。
- ⑧ 本ID等を不正に使用する行為又は第三者の本ID等を使用する行為。
- ⑨ 本サービスの提供を妨げる行為。
- ⑩ その他、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為。
- ⑪ 本サービスの提供を受ける権利を第三者に貸与、譲渡、売買等を行う行為。

#### 第17条（免責）

1. 運営元は、利用者へ提供する本サービスの内容については、真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について一切保証しないものとします。
2. 利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者のネットワーク環境、ソフトウェアおよびハードウェア、セキュリティ状況等により、一部本サービスの提供が行えない場合がございます。
4. 運営元は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持に必要な通信等、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあるものとします。
5. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他運営元のサービスに関して会員に生じた損害について、運営元は一切責任を負わないものとします。
6. 運営元は、利用者が平均的な利用を著しく上回る多くの通信を継続して行い、運営元もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、利用者による本サービスの利用を制限するよう要請する場合があります。

#### 第18条（第三者への委託）

運営元は、本サービスに関する業務を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。また、運営元は、本サービスに関する業務を株式会社ベネフィット・ワンに委託するものとし、当該委託にあたり、利用者、及び、利用者の役員・従業員に関する情報を提供することについて、利用者は合意するものとします。

#### 第19条（保証の対象範囲等）

1. 本規約における保証の対象は、利用者の役員・従業員のうち、運営元に登録され、運営元の承諾を得た者に限定します。なお、保証は、利用者が運営元に対して、本サービスに関する初回の利用料金が発生した日からの適用となります。
2. 運営元が利用者に対して保証金を支払うのは、利用者の役員又は従業員が傷害を被り、それを直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合となります。

3. 保証期間は、本サービスに関する契約の有効期間中とします。

#### 第20条（保証しない場合）

運営元は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

- ① 利用者、若しくは利用者の役員又は従業員の故意または重大な過失
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

#### 第21条（事故発生時の手続）

1. 利用者が保証の請求を行うときは、運営元の指定する方法にて申請を行うとともに、運営元が指定する書類等を運営元に対して送付するものとします。
2. 運営元は、利用者から保証の請求を受けたときは、事故等の事実を調査することがあります。
3. 利用者が運営元の調査に協力しなかった場合は、保証が遅延または不能となる場合があります。

#### 第22条（保証の実施）

運営元は、利用者から事故等の連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに保証を実施します。但し、保証の請求書類に不備があるとき、また調査が必要な場合は、それらが解消または終了の後に速やかに保証を実施します。

#### 第23条（契約期間等）

1. 本サービスの最低契約期間は、本サービスに関する申込手続きが完了した日の属する月を1ヶ月目として、12ヶ月間とし、本サービスの契約期間満了日までに、利用者から運営元に対して、本サービスの利用を解約する旨の意思表示がない場合、本サービスの契約期間は自動的に同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 本サービス利用開始日の属する月の翌月を1ヶ月目とし、11ヶ月目の1日から12ヶ月目の25日（本サービスに関する契約が1年間更新された場合には、更新された日の属する月を1ヶ月目とし、11ヶ月目の1日から12ヶ月目の25日）以外で、理由の如何にかかわらず、本サービスに関する契約が終了した場合、利用者は運営元に対して、契約解除料として金10,000円（不課税）を、当該契約が終了した日の属する月の翌月末日までに、運営元が定める方法にて支払うものとします。

#### 第24条（利用者にかかる情報の利用）

1. 運営元は、本サービスに関して取得した利用者の役員・従業員等の一切の情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレスを含むがこれに限らない。以下「会員情報」という。）を、本サービスの提供に必要な範囲で利用することができるものとする。
2. 前項の規定による他、利用者の役員・従業員等は、運営元が会員情報を、以下の各号のいずれかに該当する場合において利用することにつき、予め同意するものとする。
  - ① 運営元が利用者の役員・従業員等に対して、本サービスの変更等の案内又は緊急連絡のため、本規約第7条に定める方法により通知を行うとき。
  - ② 運営元が本サービスの利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供するとき。
  - ③ 法令の規定に基づき、利用又は提供するとき。
3. 利用者の役員・従業員等は、運営元が、運営元のホームページに定める個人情報保護方針に基づき、利用することにつき、予め同意するものとする。

#### 第25条（権利及び義務の譲渡禁止）

利用者は、運営元の書面による事前の承諾なく、本サービスの提供を受ける権利、及び利用者として負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権又はその他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

#### 第26条（損害賠償）

利用者が本規約に違反して運営元に損害を与えた場合、利用者は、運営元が被った一切の損害を全額賠償しなければならないものとします。

#### 第27条（合意管轄裁判所）

利用者と運営元の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条（信義誠実の原則）

利用者及び運営元は、本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとします。

#### 第29条（適用関係）

本規約に規定なき事項については、「ベネフィット・ステーション（個人）会員規約」その他会員に関する規約の定めに従うものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。

制定日：平成24年12月1日

改訂日：平成25年5月9日

改定日：平成25年12月1日

運営元：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号  
株式会社Hi-Bit